

環 境 委 員 会 資 料

平 成 29 年 11 月 22 日

平 成 29 年 第 4 回 定 例 会 提 出 予 定 議 案 の 説 明

・ 議 案 第 155 号

平 成 29 年 度 川 崎 市 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算

(下 水 道 使 用 料 納 入 通 知 処 分 の 取 消 し に 係 る 判 決 の 概 要 に つ い て)

上 下 水 道 局

下水道使用料納入通知処分の取消しに係る判決の概要について

1 相手側

社名 ***** (*****
 所在地 川崎市****
 営業内容 *****

2 主な経過

昭和54年 8月 25日	相手側が、市（環境局＝当時公害局）に地下水の揚水の届出をした。
平成 4年4月13日	相手側が、浄化槽を改造し、水道水分に係る公共下水道の接続の検査を受けた。
平成22年11月15日 30日	市（上下水道局）が、現地調査を行い、当地で揚水される地下水が公共下水道に排出されていることを確認した。
平成25年10月21日	市（上下水道局）は、指定した期日までに申告がなかったため、地下水揚水量等測定報告書の揚水量により、排出汚水量の認定を行い、平成4年4月から平成20年9月までの下水道使用料として1億4437万575円の納入通知処分を行った。
平成25年11月19日	相手側が納入通知処分を不服として、審査請求の申立てを行った。
平成26年7月3日	市（審査庁）は、相手側が申し立てた納入通知処分への審査請求に対し、棄却の決定をした。
平成26年8月7日	相手側が納入通知処分を不服として、横浜地方裁判所へ訴えを提起した。
平成28年8月3日	上記納入通知処分のうち、6326万3414円に係る部分について、処分の効力を維持する判決が横浜地方裁判所において言い渡された。
平成28年8月10日	相手側が自らの敗訴に係る部分を不服として、東京高等裁判所へ控訴した。
平成28年8月18日 平成28年9月14日	相手側 下水道使用料6326万3414円納付。 延滞金1541万4800円納付。
平成29年5月18日	上記納入通知処分について、取り消されるべきとの判決が東京高等裁判所において言い渡された。
平成29年5月29日	市（上下水道局）が判決を不服として、最高裁判所へ上告受理申立てをした。
平成29年10月27日	最高裁判所が「本件を上告審として受理しない」と決定した。

3 裁判趣旨

本件は、相手側に対して請求した平成4年4月から平成20年9月までの下水道使用料について、地方自治法第236条第1項の消滅時効にかかる期間（5年間）が経過しているか否か（下水道使用料請求権が消滅しているか否か）を争点に、当事者間で主張が行われてきた。

【請求内容】

平成25年10月21日に1億4437万575円（横浜地裁判決は6326万3414円）
 （平成4年4月～平成20年9月の間）の納入通知処分
 なお、平成20年10月～5年間の使用料は分割請求（支払い中）

4 控訴審判決の要旨

環境局に地下水の使用（揚水）量等を継続的に報告しているという状況下では、上下水道局が地下水由来の汚水を下水道に排出していた事実を把握していなかったことは、単に債権の存在を知らないために行使できないという事実上の障害にすぎない。

したがって、平成4年4月分から平成20年9月分までの下水道使用料については、平成20年10月になれば請求ができたことから、この時から5年を経過することによって、下水道使用料請求権は消滅する。

本件では、納入通知処分を行ったのは、平成25年10月21日であるから、5年を経過しており、既に消滅した請求権について納入通知処分を行うものであるから、本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

5 判決の確定

本件は、最高裁判所の上告審不受理の決定により、東京高等裁判所の判決で確定した。